

北区スポーツ推進委員協議会慶弔規定

北区スポーツ推進委員協議会会員に対し、下記の慶弔金を協議会会計より支給する。

1 慶 事

(1) 本人の結婚 10,000 円

2 弔 事

(1) 本人の死去 20,000 円

(2) 配偶者の死去 5,000 円

3 その他

(1) 上記の規定以外について、特別に支給が必要と認める場合は、役員会で決定し全体会で承認する。

(2) 上記規定の弔慰金については、事務局に対し、本人の申し出があった場合に支給する。また、事務局は、申し出の内容について会員に周知する。

4 付 則

この規定は、平成22年4月16日から施行する。